

2026年2月定例議会 一般質問

件名 1		犬山城下町の観光状況について
要旨①	質問	中国による渡航自粛要請発効後の変化、影響について 昨年11月の衆議院予算委員会における高市首相発言を巡り、中国が中国国民に対し、日本への渡航自粛要請を行ったことはご承知のとおりです。一方で、昨年の海外からの渡航者が4,200万人超えで、過去最高を記録したようです。そこで、本市への観光に係る状況の変化についてお尋ねします。また、ゴミ・騒音・マナーなど、周辺環境の変化の状況についても、お訊きします。
	回答	当市の令和7年1年間の宿泊者数は、20万6,434人です。そのうち、外国人宿泊者数は、44,715人で約21.7%、中国からの宿泊者数は、7,846人で、インバウンド全体の約17.5%となりますが、国内を含めた総宿泊者数全体では、約3.8%であり、中国人宿泊者数の割合は大きくありません。次に、台湾有事を巡る発言があった昨年11月以降、今年1月までの直近3ヶ月の状況は、中国からの宿泊者数は対前年比で約42.1%と大きく減少していますが、外国人宿泊者数全体では、対前年比で3%程度の減少に留まっている状況であり、さらには国内旅行者を含めた総宿泊者数では、約0.9%の増加となっています。これは、中国からの旅行者が減少した分を、国内旅行者及び台湾や韓国などの中国以外のインバウンドが補い、結果として増加したものと捉えています。これらのことから、現在のところ宿泊者数全体から見ると影響は大きくない状況と言えますが、今後も注視していく必要があると考えています。また、ゴミ・騒音・マナー等について、中国人観光客の減少による特段の変化は見られませんが、引き続き、観光客へのマナーアップの啓発や事業者との環境美化活動を実施し、持続可能な観光まちづくりへの取組みを日々積み重ねてまいります。
件名 2		防災ラジオについて
要旨	質問	市では、災害時の情報伝達手段としてFMの電波を活用した緊急情報の放送を令和6年12月より開始、この放送を受けるための戸別受信機についても、価格1,000円での販売が始まりました。土砂災害警戒区域内に居住する世帯などや85歳以上の高齢者を対象として配備が進められていますが、現在の設置状況をお示しください。また、この質問に当たり、市のホームページを見ましたところ、残念なことに『現在、販売は行っていません。』となっていました。本来は予備費を充用してでも市民の要望に応じて、いつでも購入できる体制を整えなければならないと考えます。ひとたび大きな災害が発生すると、申し込みが殺到する可能性があり、だからこそ、こういう時にしっかり準備を進める必要があります。当局の見解を併せて確認させていただきます。
	回答	コミュニティFMの電波を活用した緊急放送の運用開始に伴い、令和6年11月に防災ラジオの販売を始めました。設置状況は、298台を市民へ販売し、内訳は、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域内の世帯が125台、視覚障害者の方がいる世帯が58台、85歳以上の方がいる世帯が115台で、残りの2台は市役所に配備をしています。令和8年度は当初予算において30台分の予算を要求していますが、販売数以上の購入希望があった場合には、一旦購入予約として受け付けし、その数や追加販売の対応時期を考慮したうえで、補正予算または予備費での対応を検討します。販売にあたっては、余剰在庫を抱えることが無いよう数量を調整しながら行っていきます。
	再質問	市内概ねの世帯に配備が完了するには、まだまだ期間が必要と思います。新年度予算をみますと、30台分の予算が計上されているようですが、今後どのような市民を対象にどれくらい配備予定なのか。また、一般家庭への配備が始まるのはいつ頃なのかなど、今後の中期的なスケジュール感についてお示しください。
	回答	先の質問でお答えしたとおり、令和8年度につきましては当初予算で30台分の予算を要求しており、まずはこれを完売する想定です。購入対象としては、今までの対象者に加え、令和7年10月に倒木により孤立した栗栖地区にお住いの方を優先して加えていくことを予定しています。また、今後の販売についてですが、防災ラジオを優先的に必要とする世帯を順次対象としていき、具体的な日程は定めていませんが、いずれは防災ラジオを必要とする全ての世帯に販売できるよう進めていきます。
件名 3		地区計画について
要旨①	質問	市内の地区計画区域の状況について 地区計画は、都市計画法に基づき、住民の意見を反映して市町村が策定します。その地区の特性に合わせて、道路や公園の整備、建築物の用途や形態に関する制限など、良好な環境を整備・開発・保全することを目的とした、地区レベルの詳細なまちづくり計画です。地区計画の種類として、沿道地区計画、集落地区計画、再開発等促進区などがあります。犬山市には現在6カ所の地区計画が定められていますが、まずその種類や現状などについてお尋ねします。

回答	市内6カ所の地区計画は、全て都市計画法第12条の5に規定されている標準的な地区計画です。6カ所のうち、四季の丘・もえぎヶ丘、つつじが丘団地、桃山台の3つは、開発によって造成された住宅団地に定められ、良好な低層住宅地としての土地利用を図るため、用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建蔽率の制限などが設けられています。高根洞工業団地は、周辺の自然環境と調和した良好な工場環境を確保するため、建築物の高さの最高限度や壁面位置の制限などが設けられています。丸山と橋爪・五郎丸の2つの地区計画は、既成市街地の合理的かつ秩序ある土地利用と良好な居住環境の形成、維持、保全を目的として、道路などの都市基盤整備のほか、用途の制限、建築物の高さの制限、壁面位置の制限などが設けられています。
再質問	丸山地区計画は、市内でも一番早く地区計画が定められ、市街化調整区域を市街化区域に編入することを目指して指定したものと認識しております。その後、保養所が建設されるなど、まちづくりが大きく前進した時期もありましたが、現在は閉鎖した状態となっていることは、ご承知のとおりです。保養施設地区について、これまでも、いろいろな場面で取り上げられ議論されていますが、改めて、丸山地区計画全体の基本的な状況や保養施設地区のこれまでの経緯とともに、現在の保養施設地区の進行状況について、お示しください。
回答	丸山地区計画は、計画的な市街地形成を図るため、平成3年に住居地域として市街化区域に編入されると同時に都市計画決定されました。その後、法改正に伴う平成8年の用途地域の一斉見直しにより、丸山地区計画の区域は、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域に分類され、現在に至ります。また、丸山地区計画の区域内には、主要な用途を旅館・ホテルに制限した保養施設地区が定められています。これは、昭和59年に国民年金健康保養施設とした営業を開始した「サンパーク犬山」の敷地であり、現在は民間所有となっています。保養施設地区は、令和2年度に見直しを行い、宿泊施設の敷地に隣接する敷地であれば、1,500㎡以下の店舗などの生活利便施設が建築できるように変更をしています。現在は、当該施設を所有する会社が土地・建物の売却先を検討していると確認しております。
要旨②	丸山地区計画地区施設の見直しについて
質問	丸山地区計画には、地区施設道路として、1号道路から18号道路が位置づけられています。このうち、10号、11号、18号は現状で市道も無い処に設定され、更に18号に至っては高低差もかなり有り、築造費用も相当額が見込まれると思っています。現状の道路が無い処は、かなり難しいと考え、また整備の見通しが無いなかで、土地の所有者に規制を強いることとなります。丸山の地区計画設定から約35年経過します。当時からみると、人口減少期に入るなど、社会情勢が変化していますし、橋爪・五郎丸を優先的に進めている状況からみますと、実際の整備着手は相当先になると考えます。都市計画決定された道路が、どんどん見直し検討されている状況から、そろそろ、このエリアの地区計画についても考え直さなくてはならないと思っています。地区住民の皆さんの意見を踏まえたうえで、見直しの検討に入るべきと提案しますが、当局の考えをお示しください。
回答	丸山地区計画における道路は、良好な市街地の形成や合理的な土地利用を進めることを目的として位置づけられた地区施設です。一方、都市計画道路は、高度経済成長期に将来急増する交通需要を見込み、円滑な交通網の形成、防災機能の確保を目的として、都市計画決定された道路です。都市計画道路の見直しは、現在の交通需要の観点から必要性を検討するものであり、地区計画の道路とは性質、目的が異なります。 丸山地区計画の区域内においては、市街地の状況が大きく変化しておらず、良好な市街地の形成や合理的な土地利用を進めるための道路として、その必要性に変わりがないことから、現在は、見直しを検討する予定はありません。
コメント	確かに、地区施設の道路と都市計画道路では、その性質、目的が異なりますが、市民から見た規制は変わり無いと思います。いつまでも放置することが、望ましいとは思いませんので、しっかりと説明責任を果たしていただきますようお願いいたします。
件名 4	施政方針について
要旨1①	総合防災訓練について
質問	来年度の総合防災訓練は東小学校で実施するとのことですが。2023年9月議会において、住民主体の防災訓練と併せて、「見せる防災訓練」の実施を提案させて頂きましたが、実施の可能性についてお訊きします。

回答	「見せる訓練」の実施については、消防本部とも検討をし、実施に向け進めてきました。令和6年11月に犬山西小学校で実施した昨年度の総合防災訓練では、消防車両が校庭に乗り入れできなかったため実施を見送りました。また、令和7年11月に羽黒小学校で実施した今年度の総合防災訓練では、高所救出訓練として、校舎屋上からはしご車を用いて救出する訓練を行う予定でしたが、当日はあいにくの雨であったため救出訓練は中止しました。令和8年度の総合防災訓練は11月8日に東小学校で実施する予定で、消防の「見せる訓練」の実施については、訓練の内容や、車両の乗入れの可否など現場の状況などを踏まえ、消防本部と検討していきます。
要旨②	医療救護実働訓練について
質問	当市での初めての取り組みとして、医療救護実働訓練を実施するとありますが、どういったものか。他自治体で行われた内容などを参考にご説明をお願いします。
回答	医療救護実働訓練とは、犬山市と「地域共生社会の実現に向けた包括連携協定」を結んでいる日本赤十字社愛知県支部との共催により、災害発生時に行政が果たすべき役割などについて、座学による研修と現場での訓練を組み合わせるものです。内容ですが、本年2月に、まずは座学として、災害現場での活動経験がある日本赤十字社の医師により、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、江南保健所、尾北医師会、尾北薬剤師会の関係者を対象として、保健、医療、福祉のそれぞれの分野で、発災直後の初動時における課題や、有効な情報共有についての研修を実施していただきました。 そして、令和8年度は、研修に参加したメンバーに加え、犬山市赤十字奉仕団、日本赤十字社愛知県支部、DMAT(災害派遣医療)の関係者を対象として、犬山市役所、市民健康館、福祉避難所での訓練を実施するための調整を進めているところです。現時点では、行政職員と日本赤十字社の救護班やDMATなどが連携し、被災者支援の調整、避難所における避難所環境アセスメントシートを用いた情報収集や医療救護活動などの訓練を想定しています。なお、春日井市や豊田市などでも医療救護実働訓練は実施されていますが、研修と訓練を組み合わせた実施は、県内でも犬山市が初めてだと認識しています。
要旨③	市長の取組姿勢について
質問	原市政、1期目最後の年を迎えます。市民のくらしは、物価高騰により厳しいものがあり、また行政にとっても負担が重くなっている状況にあります。そうした中で、様々な事業が組み込まれ、原市長にとっては、まずは、この半年が重要と考えます。そこで、この半年にかける想いや意気込みについてお訊きします。
回答	(市長答弁) まず、この半年は「成果の確実な定着」と「次の犬山づくりに繋げる基盤強化」の両立を図る極めて重要な期間と位置付けています。その考えと共に、施政方針の令和8年度当初予算について、「今の安心」「未来の成長」、更には「波及」という言葉のもと「投資を意識した」と表現し、この表現のとおり、今年度何かを完了させる、目途をつけるという、特別な意識をしているわけではありませんが、時間軸を強く意識しています。 選挙時に掲げた公約のもと、4年間という経過と現状を踏まえて、令和8年度は、ひとつの区切りと位置付け、市政運営に取り組んでいきます。そして、その中で、犬山にずっと住み続けたい。これから犬山に住みたいと思ってもらえる犬山づくりにつなげていきます。